

平成19年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

平成18年7月12日

全国知事会

序

国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成5年度以来、平成7年の地方分権推進法の施行を契機に「第一次分権改革」から「三位一体の改革」へと続いた一連の分権改革は、国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」に変え、さらに、国から地方へ3兆円の税源移譲を実現するなど地方行財政を取り巻く環境も大きく変化してきた。

しかしながら、先の「三位一体の改革」では、地方六団体が政府の要請に応じ提出した地方の改革案のうち、多くの国庫補助負担金の廃止が見送られ、地方の提案していない国庫補助負担金の補助負担率の引下げが行われるなど、地方の自主性や自立性の拡大という観点からは十分な成果は上がっていない。また、地方の要請に応じ、新たに、国と地方が対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」が設けられたものの、これまで十分に機能したとは言えず、地方分権はなお「未完の改革」にとどまっている。

本会は、こうした未完の改革をもう一度動かすため、他の地方六団体とともに分権型社会のビジョンとして地方財政自立のための7つの提言をまとめ、平成6年9月以来12年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使することとし、本年6月7日、「地方分権の推進に関する意見書」を内閣及び国会に対し提出した。

一方、政府は、わが国の経済財政運営と構造改革に関して、これまで5年間の改革推進により日本経済の新たな飛躍に向けた基盤を固めつつあるが、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐためには更なる改革への取組が不可欠であるとし、7月7日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を閣議決定した。

この「基本方針2006」においては、今後の構造改革を推進するに当たり、優先課題の一つとして財政の健全化を掲げ、「歳出・歳入一体改革」への取組を提示するとともに、平成19年度予算を

初年度に位置付け、今後の経済運営の基本となる予算編成の考え方を明らかにしている。

地方はこれまで、市町村合併など国に先んじて懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ったところであり、その結果、国に比べ地方の財政収支の改善につながったものである。今後も人件費を始め行財政改革に不退転の決意で取り組んでいく覚悟であるが、国・地方を通じた財政の健全化を図るためには、地方がかねてより主張しているとおおり、国による関与、義務付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の廃止、国と地方の二重行政の排除などを行っていく必要がある。

本会は、以上のような地方行財政を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、「平成19年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」を取りまとめ、特に、分権型社会の構築に向けた政策提案においては、真の地方自治の確立に向けた地方分権改革を更に推進する観点から、前述の7つの提言の実現を新たに提案することとした。

また、政策要望においては、地方財政の安定的な運営を確保するため、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方交付税や地方税等の所要一般財源の総額の確保などを引き続き求めるほか、農林水産業の振興、依然として厳しい地域経済状況に対応した中小企業振興・雇用対策、少子・高齢化の急速な進展を踏まえた社会福祉及び保健医療対策、拉致問題の早期解決などについて要望している。

平成19年度の本提案・要望書において取りまとめた政策提案項目及び21の政策要望項目は、いずれも都道府県の円滑な行財政運営を確保する上で必要な措置を国に対して求めるものであり、国においては、以上の趣旨を十分踏まえ、これらを早急に実現するよう強く要請する。

目 次

《政策提案》－分権型社会の構築に向けて－

- 1 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革について …… 1
地方財政自立のための7つの提言の実現
- 2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について …… 8

《政策要望》

【地方行財政関係】

- 1 地方税財政対策について …… 9
- 2 分権型社会における広域自治体のあり方について …… 14

【農林・商工関係】

- 1 農業の振興について …… 15
- 2 林業の振興について …… 19
- 3 水産業の振興について …… 23
- 4 中小企業の振興について …… 25

【建設・運輸関係】

- 1 社会資本整備の推進等について …… 28
- 2 地方振興の推進について …… 40

【社会・文教関係】

- 1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について …… 43

2 次世代育成支援対策の推進について	49
3 人権の擁護に関する施策の推進について	51
4 雇用対策の推進について	53
5 教育施策の推進について	54
【エネルギー・環境関係】	
1 資源エネルギー対策の推進について	59
2 環境保全対策の推進について	67
【災害対策関係】	
1 災害対策の推進について	74
2 国民保護の推進について	77
【国際化・基地・領土関係】	
1 地域国際化の推進について	78
2 基地対策の推進について	80
3 北方領土及び竹島問題の早期解決について	82
4 拉致問題の早期解決について	83
【地域情報化関係】	
1 地域情報化の推進について	85

1 真の地方自治の確立に向けた地方分権改革について

地方財政自立のための7つの提言の実現

本年6月、地方六団体は、地方財政自立のための7つの提言を取りまとめ、「地方分権の推進に関する意見書」として地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき内閣及び国会に提出した。

内閣においては、この意見提出権の重みを十分理解し、本意見に掲げる提言が実現するよう強く求める。

【背景・理由】

国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成5年以来、平成7年に地方分権推進法が施行され、その後6年間続いた「第一次分権改革」は、自治体を「国の下請け機関」とみなしてきた機関委任事務制度を廃止し、国と地方を法制度上、「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変えた。さらに、地方の税財政に焦点を当てた平成14年からの「三位一体の改革」は、国から地方へ3兆円の税源移譲を実現した。

これらの改革は、明治の近代国家形成期から昭和の高度経済成長期までの時代に、この国の基本的なかたちとして機能してきた「国が決めて地方が従う」という中央集権の原理を、「自分たちの地域のことは自分たちで決める」という自治・分権の原理へ、歴史的に転換する貴重なステップだった。

しかし、「三位一体の改革」では、3兆円の税源移譲が実現したとはいっても、そのための財源を生み出すために必要だった多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国の強い関与を残したまま国の補助負担率を引き下げる手法が用いられ、地方の自由度の拡大という点では不十分だった。

また、国と地方が対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」が設けられたことは大きな意味があったが、実際には十分に機能したとはいえない。

日本の地方分権はなお、「未完の改革」にとどまっており、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かさなければならない。

この13年間の過程で得られた成果と経験を活かし、残された多くの課題を乗り越えるためには、国民に夢を与える分権型の国の仕組みと社会の将来像を示し、暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、文化や産業などの地域の個性を活かしたまちづくりができ、住民から信頼される自治体の姿を描くことが必要である。

地方六団体は、今後の地方分権改革を加速させるため、分権型社会のビジョンとして7つの提言をまとめ、本年6月7日に内閣及び国会に対し意見書を提出した。この意見書は、「第一次分権改革」の端緒となった平成6年9月の「地方分権の推進に関する意見書」以来、12年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使したものである。

内閣においては、我々のこの重大な決意と意見提出権の重みを十分に理解し、

以下に掲げる7つの提言を一体的に実現するよう強く求める。

【具体的な要望事項】

1 分権改革の推進方策と分権改革への地方の参画

【提言1】

「新地方分権推進法」の制定

～今、改めて、国民・国会の力で分権を

【提言2】

「地方行財政会議」の設置

～「国と地方の協議の場」の法定化

1. 第一期改革を踏まえ、平成19年度以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「(仮)新地方分権推進法」を制定する。

2. 「(仮)新地方分権推進法」には、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定、次のような内容の「(仮)地方行財政会議」の設置等を定める。

(1) 「(仮)地方行財政会議」の設置の趣旨

分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させる。

(2) 「(仮)地方行財政会議」の事務及び権限

以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。

①国と地方の役割分担のあり方

②国による関与・義務づけのあり方

③地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担金のあり方

④地方税財政制度のあり方

⑤地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策

等

3. 「(仮)地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこととする。

4. 「(仮)新地方分権推進法」は議員立法によることも視野に入れ、制定する。

2 分権改革の税財政面での具体的方策

【提言3】

地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

1. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。
2. 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税（地方交付税）に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の人口を大幅に拡大する。
 - (1) 消費税と地方消費税の割合を4：1から2.5：2.5にする。
 - (2) 所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乘せする。
3. 地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。
4. これにより、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とする。

【提言4】

「地方交付税」を「地方共有税」に
～法定率を見直し、特別会計に直入、
特例加算・特別会計借入を廃止

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮) 地方行財政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。

(1) 名称を以下のとおり変更する。

- ①国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
- ②国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」

(2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。

(3) 現在の財源不足（H18年度8.7兆円）を解消するため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

(4) 3年から5年に一度、地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

(5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。

(6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。

(7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。

【提言5】

税源移譲に対応し、国庫補助負担金の総件数を半減
(一般財源化)して約200とし、地方の改革案を実現

1. 分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となる。これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すべきである。
2. 国庫補助負担金改革に当たっては、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、生活保護費等真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、原則として廃止(一般財源化)する。
当面、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止(一般財源化)する。
3. 国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)する。
4. 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設すべきではない。
5. 国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止する。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことから、早急にこれを廃止する。

【提言6】

国と地方の関係の総点検による財政再建

1. 国・地方を通じた行財政改革・財政再建を徹底して行う。この場合には、次のような国と地方の関係を総点検する。
 - (1) 国と地方の役割分担の明確化
 - (2) 国による関与・義務づけの廃止・縮小
 - (3) 国と地方の二重行政の解消
 - (4) 権限の移譲に対応した国の出先機関の廃止・縮小
(出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行について国から全く関与されないこととする。)
 - (5) 地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものの廃止
2. 自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する。特に給与の適正化を厳格に行う。国は、地方よりも遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。
3. 行財政改革の推進は、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。

地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要な公共サービスを提供することができるよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。

【提言 7】

財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、
住民負担の導入

1. 住民が自分の自治体の財政状況に常に関心を持ち、自治体の財政運営に対するチェック機能を高めることで、健全な財政状況を保ち、財政再建団体となることを未然に防止するため、

(1) 財政再建団体となる基準等について、普通会計への負担につながる企業会計等や外郭団体（地方公社、第三セクター等）の負債も考慮した、フローとストック両面の透明性の高い財政指標等を開発する。

(2) 財政運営の透明性を確保するため、情報公開を徹底する。

①外郭団体の情報公開の推進

②非公開情報の明確化や迅速でわかりやすい情報提供の推進

③定期的な財政状況の公表

(3) 勧告権の付与による権限の強化など監査機能を充実する。

2. 自治体が住民の監視による自主的な財政の健全化を行うことができず、財政再建団体となった場合には、

(1) 首長・議会の責任を問う仕組みを強化する。

(2) 住民負担を求める仕組みを導入する。

(3) 貸し手責任は問わず、債務は完全に履行する。

但し、工業用地造成事業債等、その償還財源を特定の事業収入のみとすべき地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討する。

3. 地方債の自治体全体での共同発行機関を設ける。

4. 財政再建制度の見直しは、地方の参画のもとで行う。

2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について

地方公共団体がより一層、自主的・自立的な行政運営を確保できるよう、国が地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃等を行う場合において、あらかじめ地方公共団体の意見を十分に聴取しこれを反映させるために有効な手続きを定めた法整備をするなど、地方分権の基本理念に即した仕組みを制度的に保障すること。

【背景・理由】

地方公共団体が、国の法令の制定等に際し、事前に参画する制度としては、地方公共団体の関係者が国の審議会等の委員となり意見を述べるというもの、個別の法律において、国が計画作成や政令の制定等の立案を行う場合に、関係する地方公共団体の意見を聴かなければならないとされているもの、地方自治法第263条の3の規定に基づく地方公共団体の全国的連合組織の意見申出などがある。平成18年5月の地方自治法改正により、各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方六団体が内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当団体に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとされたところであるが、意見の尊重が義務付けられていないなど、いずれも、国に対する意見反映は十分なものとは言えない。

地方公共団体が、より一層自主的・自立的に行政を運営でき、地方分権を実質的に確保するためには、国から地方への更なる権限移譲等と併せて、地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃、施策の決定、計画の策定に際して、地方公共団体の意見を十分に反映させるための制度的担保が必要である。このことは、政府における法案制定手続きのみならず、議員による立法手続きにおいても、同様である。

については、地方の意見をよりの確に反映させるため、政府及び国会において地方の意見を聴取し反映する仕組みを制度的に保障するとともに、地方公共団体が処理する事務に関しその意見を反映しない場合は、明確にその理由を回答し一般に公表する等、国の意思形成過程において、透明性、公正性が確保され、地方の意見が十分に反映されるような仕組みを設けるべきである。

1 地方税財政対策について

極めて厳しい地方財政の中、平成18年度の地方財政対策は、地方交付税や地方税等の一般財源総額が前年度並に確保されたものの、地方交付税の大幅な削減が行われた平成16年度水準であり、多くの地方公共団体においては、依然財源不足で、予算編成等に大きな支障をきたしている。また、平成18年度までの三位一体の改革についても、3兆円の税源移譲が実現したものの国庫補助負担金の廃止・縮減の大部分を、地方の提案していない国庫補助負担金の補助負担率の引下げによるものが太宗を占めるなど、地方の自主性や自立性の拡大という観点からは十分な成果が上がっていない。

このため、地方の自主的・自立的な行財政運営が可能となるよう、地方税の充実強化を始め、国庫補助負担金の総件数の半減、地方交付税の地方共有税化など、地方六団体が本年6月に内閣と国会に提出した「地方分権の推進に関する意見書」の提言を実現するとともに、平成19年度以降の「三位一体の改革」の第二期改革の道筋を明らかにし、平成19年度の地方財政対策においては、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方交付税や地方税等の所要一般財源の総額を確保するなど、地方財政の安定的な運営を確保すること。

また、地方債について、良質な資金の安定的確保や、公債費負担の軽減対策による財政の健全化を図るとともに、公営企業金融公庫の廃止に伴い、長期低利の資金を確保できる仕組みを構築すること。

【背景・理由】

現下の地方財政は、これまでのわが国経済の厳しい状況を反映して、地方税収人の低迷、累次の景気対策の実施等により大幅な財源不足が続き、平成18年度末の借入金残高が約204兆円、交付税特別会計における借入金残高が約52.8兆円（うち地方負担分約34.2兆円）と見込まれるなど危機的な状況にあり、今後一層深刻になることが憂慮される。このため地方公共団体においては、徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる。

一方、地方公共団体には、少子高齢化に対応した地域福祉の充実、環境問題への対応、新たな時代にふさわしい活力ある地域づくりの推進、住民生活に密着した社会資本の整備等の財政需要に適切に対応することが求められている。

こうした中、「三位一体の改革」については、昨年11月の政府・与党合意により、一応の決着を見たが、地方の改革案で示した国庫補助負担金のうち実現した項目は金額ベースで12%にとどまり、地方の提案していない国庫補助負担金の補助負担率の引下げが太宗を占めるなど、改革の内容は不十分であり、多くの問題を積み残している。また、「基本方針2005」及び、政府・与党合意で示された地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の確保につ

いては、平成18年度の地方財政対策において、地方交付税や地方税等の一般財源総額が前年度並みに確保されたものの、地方交付税等の大幅な削減が行われた平成16年度水準であり、多くの地方公共団体においては、依然財源不足で予算編成等に大きな支障をきたしている。

このため、地方の自主的・自立的な行財政運営を可能となるよう地方税の充実強化をはじめ、国庫補助負担金の総件数の半減、地方交付税の地方共有税化など、地方六団体が本年6月に内閣と国会に提出した「地方分権の推進に関する意見書」の提言を実現するとともに、平成19年度以降の「三位一体の改革」の第二期改革の道筋を明らかにし、平成19年度の地方財政対策においては、国から地方への本格的な税源移譲の実施、地方交付税や地方税等の所要一般財源の総額の確保など、地方財政の安定的な運営を確保することが必要である。

また、地方債資金については良質な資金を確保し、公債費負担の軽減を図る中で財政の健全化を図っていく必要がある。

平成20年度の公営企業金融公庫の廃止後の仕組みについては、個々の地方公共団体の資金調達の補完を自律的に行うため、全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人を設立することが必要である。この法人が市場の信認を得て、資本市場を活用した効率的な資金調達を行うためには、現公庫の有する地方の利払いを原資とした引当金及び地方が拠出した基金全額を承継することが不可欠である。こうした、地方共同法人の設置については、新たな法的枠組みの整備が必要である。

【具体的な要望事項】

(地方税関係)

- (1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 景気対策等の政策的な減税措置については、基本的に国の責任と負担において行うこと。
- (3) 少子高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等幅広い行政需要を賄う税として、税収の偏在性の少ない、安定的な財源である地方消費税の充実確保を図ること。
- (4) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 固定資産税については、地方公共団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方公共団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。
- (6) 不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

- (7) 地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。
また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。
- (8) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直しを行うこと。
- (9) 日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。
- (10) 地方税の徴収率向上や納税者の視点に立った徴税事務の改善を図るため、個人住民税と自動車税について下記の措置を講じること。
 - ① 所得税や介護保険料と同様、個人住民税についても、公的年金等からの特別徴収を実施すること。
 - ② 自動車税について、移転登録・抹消登録時の納税確認を義務付けること。
また、自動車税制度全体の課題について引き続き検討を行うこと。
- (11) 軽油引取税については、地方税であり、かつ、消費段階での課税であるという基本を維持しながら、更に実効性のある脱税防止対策について検討を行うこと。
- (12) 基幹税である法人事業税の税収の安定化を図るため、外形標準課税制度導入の影響を検証した上で、景気動向に配慮しながら制度の拡大を図る方向で検討すること。
- (13) 事業税等一部の税目で依然として残っている制限税率はすべて撤廃し、税率の決定は各地方公共団体に委ねること。
- (14) 地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が十分確保されるよう、地方税制の改正時期について、適切に改善すること。
- (15) 地方公共団体が普通税の税率を標準税率未満とした場合に、国の許可を得なければ起債ができないという仕組みを廃止すること。
- (16) 地方の意向が反映された地方税制となるよう、税制改正等について国と地方が協議する場の設置等新たな税制改正プロセスを構築すること。
- (17) 還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。

(地方交付税関係)

- (1) 地方交付税については、財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置し、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額を確保すること。
- (2) 地方交付税は、本来、地方の固有の財源であることから、財源不足に対する補填は、地方交付税法の規定に従い、法定率の引上げで対応すること。
また、「地方分権の推進に関する意見書」でも提言しているとおり地方交付税の性格を明確にするため、「地方交付税」を「地方共有税」に変更し、国の一般会計を通すことなく、交付税（共有税）特別会計に直接繰り入れること。

- (3) 所得譲与税による暫定措置も含め、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の法定率分の減少額については、平成19年度から平成21年度までの限定的な交付税の加算措置のみではなく、法定率の引上げにより確保すること。また、平成19年度以降に恒久化される減税に係る地方税の減収に対しても法定率の引上げにより確保すること。
- (4) 地方交付税の算定のより一層の簡素・透明化に取り組むとともに、地方財政計画について、地方公共団体の財政需要が投資から経常に変化している実態を踏まえ、地方財政計画と決算の乖離に関し、引き続き同時一体的な規模是正を図ること。
また、地方公共団体が計画的な行財政運営を行うため、地方六団体の参画を得て「中期地方財政ビジョン」を策定すること。
- (5) 交付税算定基準の見直しに当たっては、過疎、辺地、離島、豪雪等条件不利地域の行政需要など人口・面積の基準では反映されない需要を十分踏まえること。
- (6) 景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財政措置するとした約束分の交付税措置を確実に履行すること。
- (7) 地方交付税を政府の政策誘導の手段として用いることは、今後順次縮小し、新たな制度の創設や拡大は行わないこと。

(国庫補助負担金関係)

- (1) 「地方分権の推進に関する意見書」でも提言しているとおり分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となり、これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止（一般財源化）することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すること。
- (2) 国庫補助負担金については、国の関与・規制の見直しを積極的に行うこと。地方超過負担については、その実態を把握し、解消を図ること。
- (3) 特定地域において講じられている補助制度等各種の特例措置については、対象事業の一般財源化が図られた後においても、補助率の嵩上げなどの制度の趣旨を踏まえ、引き続き必要な措置を講じること。

(地方債関係)

- (1) 地方債資金について、長期低利の良質な資金を安定的に確保するとともに、支払利率の高い既発の地方債について、公債費負担を軽減するよう適切な措置を講じること。

(公営企業金融公庫関係)

- (1) 「行政改革推進法」により、公営企業金融公庫は「平成20年度において、廃止するもの」とし、新しい仕組みへ移行するとされているが、住

民生活に欠かせない上・下水道、交通、病院を始めとする公共施設整備が円滑に実施できるよう、長期・低利の資金を安定的に供給する共同債券発行機能を引き続き確保すること。

- (2) 上記の機能を十分に果たすため、必要な財政基盤を確保できるよう、現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）については、新たな組織に確実に承継させること。
- (3) これらを可能とするため、全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人の設立など新たな法的枠組みを構築すること。

2 分権型社会における広域自治体のあり方について

今後、国において、真の分権型社会を構築するため、国と地方のあり方を同時・一体的に改革する新たな地方制度としての「道州制」の議論を進めるに当たっては、中央省庁の解体再編を含め、国が果たすべき役割に最もふさわしい中央政府の姿の検討、地方自治体の条例制定権等の拡充・強化、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築の検討などについて、国民的な議論を展開しながら、国と地方自治体が協働して取組みを行うという視点を十分踏まえたものとする。

また、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」の早期成立を図ること。

【背景・理由】

平成18年2月28日に、第28次地方制度調査会から、「道州制のあり方に関する答申」が出されたところであるが、国は本来果たすべき役割を重点的に担い、内政は広く地方自治体が担うという新しい政府像を確立するための具体策として「道州制の導入が適当」とされたところである。

こうした経緯から、広域自治体改革の当事者である都道府県も、住民一人ひとりが豊かさを実感できる真の分権型社会を実現すべき観点から、道州制を含むこれからの広域自治体のあり方について議論を重ねてきた。

今後、国において、「道州制」の議論を進めるに当たっては、都道府県の意見を十分踏まえ、国民的な議論を展開しながら、国と地方自治体が協働して検討を行うことを求めるとともに、第164回国会に提出され、継続審査となっている「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」の早期成立を求めるものである。

1 農業の振興について

1 新たな食料・農業・農村政策の推進

食の安全・安心と安定供給の確保、農業・農村の持つ多面的機能を発揮するため、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ること。

また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進と経営所得安定対策等大綱に基づく施策の具体化に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業構造改革が着実に進展するよう、効果的な施策を講じること。

【背景・理由】

わが国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少・高齢化の進展、輸入農産物の増加等により、大変厳しい状況下にある。

他方、安全で良質な食料を合理的な価格で安定的に供給するとともに、国土や環境の保全、文化伝承など、農業生産活動によって生じる多面的機能の発揮が期待されている。

しかしながら、最近の国内外におけるBSE（牛海綿状脳症）や高病原性鳥インフルエンザの発生、食品の不正表示問題の多発等を背景に、食の安全・安心に対する国民の関心・要請が高まるとともに、農業・農村の構造改革の立ち後れやその基盤たる集落機能の脆弱化により農業の持つ多面的機能や農地の維持・管理に支障を来すおそれが生じている。また、平成14年12月決定された「米政策改革大綱」により、消費者重視・市場重視の考え方に立った水田農業政策・米政策への大転換が進められるなど、最近の食料・農業・農村を取り巻く情勢は大きく変わってきている。

こうした中、平成17年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率目標を現行のカロリー（熱供給量）ベースと生産額ベースの2本立てにし、これら食料自給率の向上に向け、担い手の明確化や経営安定対策に重点を置き、また、施策の実効性を高めるための工程表の作成、工程管理と検証等による見直しを行うこととされ、平成17年10月には、「経営所得安定対策等大綱」が決定され、担い手の確保や地域資源保全対策等の具体的な方向が示された。

経営所得安定対策等大綱に基づく施策の具体化など、今後の新たな基本計画に基づく具体的な施策の実施に当たっては、食の安全・安心に対する関心の高まり等社会経済情勢の変化に適切に対処しつつ、消費者ニーズへの対応のほか、自然条件、担い手の育成状況等地域の特性や実情に十分に配慮することが必要である。あわせて、農業の持続的な発展とそれを支える農村の振興を図るため、農地・水・環境保全向上対策の具体化に際しては、農地・農業用水等の資源保全や先進的営農が地域全体で総合的・継続的に進められるよう、地域の特性を活かした柔軟な制度とすることが必要である。

【具体的な要望事項】

(食の安全・安心と食料の安定供給の確保)

- (1) BSEや高病原性鳥インフルエンザ等人獣共通伝染病に対しては、感染ルートを早期に解明するとともに、発生した場合のまん延防止対策として、A型インフルエンザウイルスHA亜型の判別が各都道府県で実施できる迅速かつ的確に診断できる検査体制の確立及び広域的な処分体制の整備を推進すること。

また、発生時における緊急支援対策として、国の負担において、農家経営の安定を図る損失補てん対策を充実強化するとともに、疾病の正しい知識の普及を軸とした風評被害対策を拡充すること。

さらに、米国産牛肉の輸入再開が行われる場合には、全頭検査の実施など、現行の輸入条件の見直しも含め、消費者の理解・信頼を得られる措置を講じるとともに、国産牛肉を対象が限定されている「牛肉トレーサビリティ法」等の法制度を見直すこと。

加えて、すべての流通過程において牛肉の履歴等が確認でき、消費者が納得して選択できるシステムを構築するとともに、そのシステムの運用に当たって種別の虚偽表示などの違反を行った場合は厳しく罰する規定を法制化し、国民から信頼を得られた牛肉が流通する体制を国の責任において確立すること。

- (2) 農作物の安全性と消費者の信頼確保のため、農薬の飛散防止技術の開発及び普及を図ること。

また、土壌残留性農薬についての農地に残留する有害性物質等の除去や分解に関する調査研究、及び汚泥肥料等について土壌環境の悪化を防ぐためのガイドラインを国が責任をもって策定し、施用の適正化を進めるとともに、粗悪な肥料による土壌汚染を未然に防止できる肥料取締法に改善すること。

- (3) 食育を推進するため、教育、健康、農林水産業等の関係機関との連携の下、農林水産業に関する体験学習等の機会の確保、学校給食への米、野菜、果実、畜産物等の地域農林水産物の活用促進及びそのための国民運動の積極的な展開を図ること。

また、地場産農林水産物の消費拡大を促進するなど、地産地消運動の定着に向けた施策を講じること。

- (4) 環境との調和や食の安全・安心に対する国民のニーズに対応するため、有機栽培等環境保全型農業の技術開発を進めるとともに、化学肥料・農薬を控えた農法・農産物や食の安全・安心に対して消費者の適正な判断や評価を促す取組みを強化すること。

また、外食事業者に対して、特に消費者の関心の高い牛肉について原材料原産地表示を義務付けるなど、効果の高い対策を図ること。

(農業の持続的発展)

- (5) 認定農業者、集落営農等担い手の育成・確保に関する推進組織の運営に

については、地域の実態に合わせた柔軟な対応を認めること。

- (6) 特定農業団体の円滑な法人化を推進するため、税制上の特例措置や財産処分の特例措置について、更に充実すること。
- (7) 新規就農を促進するため、就農支援資金等に係る償還期間の延長等、就農初期段階における負担の軽減を図るなどの取組みを推進すること。
- (8) 野菜、果樹、畜産等の品目別経営安定対策の見直しに当たっては、品目ごとの特性や地域における生産の実情を十分考慮すること。
- (9) 米政策改革については、生産調整の円滑化を図るなど、目標年次までに米づくりの本来あるべき姿を実現するため、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行に当たっては、生産調整の確実な実施が図られるよう、その実効性を確保するとともに、地域における水田農業の改革に必要な産地づくり対策等、関連対策の充実強化を図ること。

また、国産麦・大豆については、生産努力目標を達成するために有効な施策について積極的に検討を進めること。さらに、消費者ニーズに対応した品種の育成、加工製品の研究開発と需要拡大のための全国的PRを行うこと。

- (10) 高品質な国産農産物の輸出を促進するため、海外における国産農産物の消費宣伝等の輸出促進対策や通関・検疫体制を充実強化すること。

特に、日本産の偽装表示対策等の強化を図るとともに、相手国に対し輸入許可品目の拡大、検疫や通関の円滑化等の条件整備を働きかけること。

- (11) 鳥獣被害の効果的な防止策や有害鳥獣の捕獲対策については、技術開発を進めるとともに、耕作放棄地対策や森林管理対策とあわせた総合的な被害防止対策を推進すること。

(農村等の振興)

- (12) 農業水利施設のライフサイクルコスト（建設及び維持管理等のコスト）を低減するため、施設規模に関わりなく、予防保全対策から更新対策まで一貫した取組みや多様な主体の参画による保全や維持管理の制度を確立すること。
- (13) 有効利用を図るために利用権を設定している農地や市民農園等に供した農地について、相続税・贈与税の納税猶予制度を導入すること。
- (14) 市街化区域内農地の持つ機能、役割等についての位置付けの明確化や土地評価額の見直しなど、農地に関連する法制・税制の検討を行うこと。
- (15) 品目横断的経営安定対策と一体的に「車の両輪」をなす農地・水・環境保全向上対策の平成19年度からの導入に当たっては、要件や単価設定を柔軟な仕組みとするなど、地域の継続的な取組みが可能となる制度とすること。

2 WTO（世界貿易機関）新ラウンドにおける農業交渉及びEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等の交渉

WTO農業交渉については、食料安全保障をめぐる問題の解決や農業の多面的機能への配慮など、非貿易的関心事項に配慮した最終合意が行われるよう、積極的な主張を行い、日本提案の実現を図ること。

EPA・FTA交渉についても、農業の持続的な発展が将来にわたって可能となるよう交渉を進めること。

また、引き続き国民に情報提供を行い、国民の理解の下で交渉を進めること。

【背景・理由】

WTO新ラウンドは、平成13年11月に開始され、輸出国と輸入国、先進国と途上国との意見の対立等により、期限としていた平成15年3月末までには交渉の大枠となるモダリティの確立がなされなかったが、平成16年7月、WTO一般理事会において枠組みが合意された。現在、平成18年末の最終合意を目指し、交渉が進められている。

今回の交渉は、特に、わが国においては、「食料・農業・農村基本法」に基づく農政改革の推進と並行して行われる交渉であり、同基本法の理念やこれらに基づく施策が、国際規律の中で正当に位置付けられる必要があり、そのためにも、「多様な農業の共存」を旨とする日本提案に基づきわが国の考え方を積極的に主張し、その実現を図る必要がある。

また、現在、数カ国との間で議論されているEPA・FTA交渉についても、わが国の食料安全保障や農業経営に悪影響を与えないよう十分配慮する基本姿勢を維持し、わが国の農業が将来にわたり維持・発展していくことを可能とするよう交渉を進める必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 農業交渉に当たっては、重要品目（センシティブ品目）の確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大や上限関税の設定、関税率の著しい削減などが行われないよう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。
- (2) EPA・FTA交渉についても、直接的な経済効果だけでなく、国内の農業経営への影響も十分に考慮し農産物の輸入量が大幅に増加することのないよう配慮すること。

2 林業の振興について

1 林業の振興

「森林・林業基本計画」に基づく施策を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、地球温暖化防止にも貢献すること。

【背景・理由】

森林に対する国民の要請は、国民生活の向上、余暇の増大等から、国土の保全、水資源のかん養、林産物の生産等のもとより、保健休養の場、地球温暖化の防止への期待など多様化・高度化している。

一方、わが国の林業は、木材価格の低迷、コストの増大等により採算性が悪化するなど、極めて厳しい環境にある。

このようなわが国の森林・林業をめぐる諸情勢の中で、平成13年6月に制定された「森林・林業基本法」の基本理念を実現するため、「森林・林業基本計画」が同年10月に策定され、現在、策定5年目に向けた見直し作業が行われている。

また、「京都議定書」が平成17年2月に発効したことを受け、わが国の森林における温室効果ガス3.9%の吸収量確保が求められており、森林・林業施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

なお、近年頻発している台風等に係る森林災害による森林の公益的機能の低下を防ぐとともに、災害に強い森林を整備していく必要が生じている。

さらに近年、スギ花粉症患者の増大が社会問題となっており、スギ花粉の発生を抑えていくことも必要となっている。

【具体的な要望事項】

(1) 二酸化炭素吸収を始めとする森林の多面的機能の発揮についての積極的なPRを行い、国民理解の下に、環境を重視した森林整備を計画的かつ強力に推進するための新たな財源を確保すること。

また、林業就業者を育成・確保するための各種施策を積極的に推進すること。

(2) 健全で多様な森林を育成するため、間伐はもとより複層林施業、長伐期施業、混交林化を推進するとともに、森林の確実な更新が図られるような森林整備に対応した施策の強化を図ること。

また、間伐材の搬出が促進されるよう間伐材の流通施策の充実を図ること。

(3) 森林の適正な管理と林業・木材産業の振興を図るため、違法伐採木材の排除対策、地域材の一般住宅への利用促進及び公共施設等の木造・木質化推進のための支援制度を拡充するとともに、木材資源の循環利用を図るた

め、バイオマスエネルギーの利用技術を早期に確立するなど、木材の利用を推進すること。

- (4) 台風等による森林災害の早期復旧を図るため、森林整備関連事業や林業用・林産業用機械、路網整備に対する災害復旧支援事業を強化すること。
- (5) スギ花粉の発生を抑えるため、花粉の少ないスギ等への更新やスギ花粉を減らすための間伐等への支援を強化すること。
- (6) 国民が森林の役割や森林整備の必要性を理解し、国民の森林整備の意識向上と林業の活性化を図るため、全国統一の「山の日」創設を検討すること。

2 森林整備法人等の抜本的な改革の推進

国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人等について、抜本的な経営改革を推進するため必要な支援措置を早急に講じること。

【背景・理由】

わが国では、昭和30年代の初め、経済の急激な拡大に伴い木材需要が増大したことを背景に、安定的な木材供給のため森林資源の整備、充実が不可欠であることから、国において急速かつ計画的な拡大造林政策が講じられた。

全国の森林整備法人及び都道府県（以下「森林整備法人等」という。）は、この国策であった拡大造林政策の担い手として、国の方針を受けて分収造林事業を積極的に進めてきたところであり、国家的課題であった森林資源の充実や農山村地域経済の基盤の確立等に大きな役割を果たしてきた。

しかし、事業資金のほとんどを農林漁業金融公庫などの借入金により調達してきたことから多額の累積債務を抱え、また、国の木材輸入の自由化政策による木材価格の低迷の影響を大きく受け、現下の木材価格の水準では、伐採収入による借入金の償還も困難と見込まれるなど、その経営は極めて厳しい状況にあり、ひいては、都道府県財政にも極めて重大な影響を及ぼしかねない状況である。

こうした中、国の平成18年度予算において、支援制度が拡充されたことは、将来的に森林整備法人等の経営改善に一定の効果が期待されており、森林整備法人等は、こうした新たな制度も活用しながら、経営改善に努力しなければならない。しかしながら、長期の収支見通しは、将来の木材価格や需要動向など予測しがたい因子を抱え不確実であるとともに、現行の金融制度では、伐採時期と償還時期が必ずしも一致していないため、森林整備法人等は償還財源の調達にも苦慮している状況にあるなど、今後の適切な森林管理に支障を来し、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮できなくなることが危惧される。

そこで、国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能を維持・増進させるために極めて重要な役割を担っている森林整備法人等の経営の安定化を図るとともに、抜本的な経営改革を推進するためには、支援制度の拡充と併せて、新たな金融制度や地方財政措置など総合的な対策が不可欠であることから、国の責任において必要な支援措置を早急に講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 現行分収林制度が、構造的な課題を抱えていることを踏まえ、森林整備法人等の経営安定と森林の公益的機能に配慮した施業への転換が円滑に行えるよう分収林制度の見直しに取り組むこと。

- (2) 森林整備法人の経営安定化のために都道府県が実施する施策に対する財政支援をより一層充実すること。
- (3) 森林整備法人等が、今後とも森林の多面的機能の持続的な発揮に配慮した森林整備を推進するとともに、安定的に事業展開を図ることができるよう、森林整備事業の拡充強化及び事業予算の確保を図ること。
- (4) 農林漁業金融公庫資金について、経営森林の伐採時期に合わせた償還が可能となる資金制度を創設すること。
また、伐期の長期化などに伴って増加する利息負担を軽減する措置を講じること。
- (5) 森林整備法人等の現状や課題を踏まえた今後の在り方を「林政審議会」で広く検討するとともに、次期「森林・林業基本計画」に森林整備法人等の今後の森林整備における位置付けを明確にし、それに対する施策等を盛り込むこと。
- (6) 森林整備法人等の経営安定化に向けた国、地方の政策協議の場を継続的に設置し、積極的な議論を行うこと。

3 水産業の振興について

「水産基本計画」に基づき、水産資源の適切な保存及び管理などの施策を推進し、水産物の安定供給の確保と水産業の持つ多面的機能を発揮するため、水産業の健全な発展を図ること。

【背景・理由】

国連海洋法条約の締結、日中・日韓漁業協定の発効等わが国の水産業を取り巻く国際的な環境は大きく変化している。

一方、周辺水域の漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の減少・高齢化に加え、昨今の燃油価格の高騰や大型クラゲの発生等により漁村の活力が低下するなど水産業は厳しい状況となっている。

このようなわが国の水産業をめぐる諸情勢の中で、平成13年6月に制定された「水産基本法」の基本理念を実現するため、今後10年程度を見通して定める施策推進の中期的な指針として「水産基本計画」が平成14年3月に策定され、現在、策定5年目に向けた見直し作業が行われている。

また、WTO新ラウンドにおいて、水産物が非農産品アクセス交渉の対象となり、関税削減方式や分野別関税撤廃問題について議論が行われている。

わが国のノリ輸入割当制度（IQ制度）については、平成16年12月、韓国政府がWTO協定に違反しているとして、WTO協定上の協議要請を行い、WTOの紛争解決手続きを経て、年間輸入数量の上限が段階的に拡大されることとなった。

さらに、コイヘルペスウイルス（KHV）病などの特定疾病や新疾病の国内でのまん延防止に向けた対策が課題となっている。

「水産基本計画」の見直しに際しては、これらを十分に踏まえた内容とし、新たな基本計画に沿って、水産施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 漁場環境や水産資源の現状を踏まえ、地域の実情に沿った漁場環境の維持修復や水産資源等の回復対策を一層推進するとともに、地域材を利用した間伐材魚礁の設置等森林の保全・整備と連携した多様性のある漁場環境づくり等を推進すること。

また、周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定水域、特に日韓暫定水域、日中暫定措置水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図るなど、水産物の安定供給の確保策を強化すること。

さらに、組織的で悪質な密漁等を防止するため、都道府県漁業調整規則の罰則を強化できるよう漁業法等を改正するとともに、排他的経済水域（EEZ）における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、監視・取締り

を充実・強化すること。

- (2) 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、新たな担い手の確保を図るとともに、経営感覚に優れた意欲ある担い手を育成するための施策を推進すること。

また、水産業において重要な役割を果たしている女性、高齢者への支援策を充実すること。

- (3) 都道府県の区域を越えて発生するコイヘルペスウイルス病などの特定疾病や新疾病のまん延防止については、科学的知見に基づいた全国統一基準の対策を提示すること。

また、「KHV病まん延防止事業」によるコイの価値相当分の上限額の見直しを行うとともに、持続的養殖生産確保法の適用されない水域におけるまん延防止措置についても財政的支援を実施すること。

- (4) WTO非農産品アクセス交渉において、水産資源については「持続可能な開発」を進める貿易ルールが必要であるという日本提案が国際的に理解され、賛同が得られるよう努めること。

また、ノリなどの輸入割当制度（IQ制度）を堅持すること。

- (5) 高品質な国産水産物の輸出を促進するため、海外における国産水産物の消費宣伝等の輸出促進対策や通関・検疫対策を充実強化すること。

また、衛生証明など輸出要件の緩和を行うとともに、輸出関連情報の収集・提供体制の整備を図ること。

- (6) 海難事故により流出した木材や沈下したコンテナ等の撤去を原因者に義務付ける法制度の整備等を進めるとともに、地方自治体等による原因者の特定、撤去などに対する国の支援体制の整備を図ること。

- (7) 漁業用燃料の高騰対策については、新たな推進機関の導入や発光ダイオードを使用した集魚灯など漁船や施設・設備等の省エネルギー化、さらには天然ガス等の安価な新エネルギー利用促進のための技術開発を促進すること。

4 中小企業の振興について

1 中小企業の活性化

依然として厳しい経営環境にある中小企業の現況を踏まえ、地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、人材の育成を始めとする各種支援策を推進するとともに、新規創業事業への支援を強化すること。

【背景・理由】

中小企業の景況感については、全体として改善の勢いに欠け、業種間の景況感の格差や企業間の二極化が引き続きはっきりしてきており、依然として厳しい経済環境に直面している。

このような状況の下、本年6月に、中小企業のものづくり基盤技術の高度化により、製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図ることを目的とする「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が施行されたところであり、今後、同法に基づき、研究開発支援など認定中小企業への支援措置、ものづくり基盤技術高度化のための環境整備等を図っていく必要がある。

また、異分野連携による新事業への取組みや、新技術・新製品の開発による経営革新、産地等地場産業の振興、魅力ある商店街・商業集積づくりの推進、情報技術に対応できる人材の育成、次世代の産業・技術・技能を担う若年者の確保や人材育成等の施策を推進するとともに、情報技術産業や介護サービスなどを始めとする雇用創出に影響の大きい企業への支援を強化し、新たなサービス産業の創出に対する支援を引き続き実施するなど、中小企業の活性化を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 国が行うものづくり支援事業や新連携事業の実施に当たっては、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しつつ、中小企業の経営支援を積極的に進めること。
- (2) 特許流通アドバイザー派遣事業など知的財産の活用支援や、中小企業新事業活動促進法に基づくベンチャー企業等の創業・創造的活動並びに販路開拓等活動に対する支援を継続・拡充すること。
- (3) 中小企業におけるIT化を促進するため、ITセミナー、研修等を充実し、人材の早期育成を図るとともに、IT専門家の派遣や情報機器導入に係るIT貸付、リース事業等の支援策を拡充すること。
- (4) まちづくり三法の改正を踏まえ、コンパクトで賑わいのあるまちづくりと一体的に行われる商業振興策に取り組む商店街等に対する支援を行うとともに、これまで各地域の実状に応じて行われてきた活性化への取組みが引き続き円滑に実施できるよう十分配慮すること。

- (5) 地場産業の育成、新産業の創出等に資する科学技術の振興を図るため、大学や公的研究機関等の連携を強化する支援策を講じるとともに、産学官交流連携の中心的役割を果たす人材の養成を図ること。

2 中小企業の経営基盤の強化

依然として厳しい状況にある中小企業を巡る金融情勢を踏まえ、中小企業の経営の安定を図るため、中小企業金融対策を一層拡充すること。

また、信用保証協会の経営に支障を来さないよう必要な支援措置を講じるとともに、信用補完制度の改正に当たっては、円滑な導入が図られ、中小企業の経営の安定に資するよう、十分配慮すること。

【背景・理由】

中小企業の資金繰りの動向については、優良企業を中心に全体としては、緩やかに改善傾向にあるものの、小規模企業、個人事業主及び経営状況の厳しい企業にとっては、依然として厳しいものがあり、構造改革の進展と合わせ、中小企業の創業や再生、経営革新を支援するとともに、経営の安定を図るため、資金供給の円滑化、新たな資金調達の方策等中小企業金融対策の充実を図る必要がある。

国においては、平成17年6月に中小企業政策審議会基本政策部会において了承された「信用補完制度の在り方に関する検討小委員会取りまとめ」に基づき、本年4月に中小企業者の経営状況を加味した保証料の料率体系が導入され、また、今後、金融機関との責任分担と協調を図る制度の導入が予定されているが、導入に当たっては、中小企業への影響に配慮する必要がある。

また、全国の信用保証協会の代位弁済件数及び額は、減少傾向にあるものの、依然として高水準にある。

このような状況の中、今後も中小企業への円滑な融資が引き続き行われるためにも、信用保証協会の経営に支障が生じないよう支援措置を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 中小企業が社会情勢の変化に的確に対応し、安定した経営を行えるよう、業績主義融資に転換するなど、引き続き不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金供給の転換を図るとともに、金融制度の弾力的な運用や資金供給手法・ルートが多様化等支援策を拡充強化すること。
- (2) 中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じないよう、信用保証協会に対する支援を拡充強化するとともに、信用補完制度の改正に当たっては、円滑な導入が図られ中小企業の経営の安定に資するよう十分配慮すること。
- (3) 中小企業再生支援協議会の機能を強化するなど、中小企業再生支援策の充実強化を図ること。

1 社会資本整備の推進等について

1 高速道路網整備等の推進

国土の骨格を形成する高規格幹線道路等を始めとする道路網整備については、整備計画及び予定路線を計画どおり進めるとともに、早期に整備を図ること。

また、交通渋滞等の道路交通にかかわる諸課題への対策を早急に実施すること。

【背景・理由】

道路を始めとする交通社会資本は、活発な社会経済活動を促進し、わが国の一層の発展や豊かな国民生活の実現を図る上で基礎となる重要な基盤であり、その整備の促進が求められている。

国土の骨格を形成する高規格幹線道路（高規格幹線道路網14,000km）や地域高規格道路からなる高速道路網の整備は、救急医療や災害時に必要不可欠な社会資本であるとともに、広域物流の視点からもネットワーク化されて初めて最大限の効果を発揮するものであり、「地方の自立ある発展」の実現のため、国は責任を持って、整備計画の9,342kmを早期に整備するとともに、予定路線である11,520kmなどの整備を着実に推進する必要がある。また、今後の高速道路の整備については、地域の実情を十分踏まえ、安全性を確保しつつコスト縮減に努め、高速道路が将来にわたって基盤となる公共インフラであることを強く認識して、整備を着実に進めるべきである。

こうした状況の中、昨年10月1日に、道路関係四公団が民営化され、高速道路株式会社（6社）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設立された。また、平成18年2月7日の第2回国土開発幹線自動車道建設会議では、新たに新直轄方式に切り替わる区間123kmが追加され、既に決定された699kmと合わせて、合計822kmが決定されたところである。

これらにより、各高速道路株式会社及び新直轄方式による整備によって、整備計画9,342kmの建設が進められることとなったが、コスト削減、債務償還の確実な実施、予定路線11,520kmの在り方などの課題も残っているところである。

また、国道や都道府県道等についても、高速道路網と一体となって、地域間、交通拠点間を結び生活の利便性を支える道路網であることから、整備を推進する必要がある。また、鉄道等複数の交通を総合的にとらえて連携を強化し、整備効果を高めること、さらに都市交通対策や地域における円滑な交通の確保、沿道環境の改善、交通安全の確保等の道路交通にかかわる諸課題に対しても早急に対策を講じることが必要である。

さらに、これらの道路整備に係る課題に対しては依然として早期の対策が求められていることから、地域において道路が果たす役割や整備状況、地方公共

